

【ABC 消費者情報 Vol. 8】

■ ネット上の仮想空間ビジネスは慎重に

インターネット上の仮想空間でのビジネスに参加するために出資金を募ったり、代理店契約やDVDの購入を勧めたりするマルチ商法に関する相談が寄せられています。

■ 相談事例 1

友人からネット上の仮想空間ビジネスを立ち上げるための出資金を勧められ、数十万円払って代理店になれば、今後コンテンツ収入や広告料収入が入り、2人以上代理店になってくれる人を紹介するとバックマージンが入るといふ。信用できるか。

■ 相談事例 2

友人から勧められ、ネット上の仮想空間ビジネスを立ち上げるための代理店契約をした。DVDやビデオが送られてきたが、最近取り扱いの商品が変更になると連絡があった。怪しいのではないか。

■ 対処法

○インターネット上での新しいビジネスは、不確実な分野とされますので、慎重に対処しましょう。

○マルチ商法は、法定の契約書面を受け取った日から起算して20日間はクーリング・オフできません。

○確実にもうかるうまい話はないことを肝に銘じましょう。

○どんなに親しい友人からの話でもビジネスやお金がらみの話には注意しましょう。

■ 宮城県での業務停止命令

ネット上の仮想空間ビジネスに関するマルチ商法を行っていた業者に対し、宮城県は平成22年9月3日から4か月間の業務停止命令を行いました。

詳しくは、宮城県のホームページ（パソコン版）をご覧ください。

http://www.pref.miyagi.jp/syoubun/syohi/enforce/miyagi_20090902.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611